

学校法人北海道星槎学園 学園債 募集要項

1. 名称 学校法人北海道星槎学園 学園債（以下「学園債」という。）
2. 募集目的 学校法人北海道星槎学園（以下「学園」という。）が設置する学校の施設整備・教育環境充実等のため
3. 募集金額 5億円（一口10万円） ※募集期間内の募集金額の上限が5億円になります。
4. 募集対象者 在学生の学費出資者及び学園または設置校の関係者
5. 募集期間 令和3年4月1日より令和8年3月31日（5年間）
6. 借入期間・利率 (1)①満4年間：年0.10% ②満1年間：年0.08%
(2)学園が学園債による資金を必要としなくなったときは、借入期間に満たなくても償還することができるものとします。
7. 引受及び払込方法
(1) 学園所定の「引受書」に必要な事項を記入し、記名捺印のうえ、「経理課」にご持参又はご郵送願います。
(2) 学園債引受払込金は、募集期間内に下記の口座に申込者名でお振込願います。
北海道銀行 北広島支店 普通預金 0850327
口座名「学校法人北海道星槎学園」
8. 学園債券の交付 払込日の日付で「学園債券」を発行のうえ、郵送します。なお、本債券の再発行は致しません。
9. 学園債の性格 本学園債は、金銭消費貸借契約に基づく借入金の性格を有します。
10. 学園債権の形式
(1)本学園債券は借入金証書であって、有価証券ではありません。
(2)本学園債券を第三者に譲渡しても、学園債権が移転することはありません。
11. 譲渡等の禁止 本学園債を譲渡、質入その他担保に供することを禁じます。
12. 学園債の償還方法
(1)学園債券記名者（債権者）は、学園所定の「償還依頼書」に必要事項を記入、押印（申込時に届け出た印鑑）の上、「学園債券」と共に、持参又は郵送の方法により「経理課」に提出して下さい。
(2)上記の書類の提出があり、学園が債権者であることを確認した場合、学園債券記名者（債権者）の償還金受取口座（申込時に届け出を受けたもの）に振り込む方法で償還致します。
(3)書類に不備があるなどの理由により、学園が償還依頼者を債権者と確認できない場合は償還できないことがあります。その場合には、償還期日以降の遅延損害金は支払われません。
13. 期日前償還の利息 (1)1年未満の場合は、無利息
(2)1年以上4年未満の場合は、年0.08%
(3)端数月は切り捨て、1年単位で計算します。
14. 滅失・遺失等の届出 次の場合は直ちに「経理課」に所定の様式で届出てください。
(1) 滅失または遺失したとき
(2) 届出事項（氏名、印鑑、住所）に変更があったとき
(3) 相続したとき（遺産分割協議書、印鑑証明、必要な戸籍謄本等）
15. 学園債についてのご照会 学校法人北海道星槎学園 管理運営グループ 経理課
(電話011-372-3111)にご照会願います。

<令和3年4月1日>